

## 監 事 の 意 見 書

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28条)第39条第1項の規定により令和2年7月27日理事より提出された令和元年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案及び損失金処理案の各事項について監査しました。その内容は適正なものと認めます。

令和2年7月27日

日本漁船保険組合

監 事 菊 池 勝 貴

監 事 長 岡 英 典

監 事 浅 田 賢 一